

開発許可等手数料の改正について

| 事務  | 名称                                   | 金額   |                                     |  |                     |                  |
|---|--------------------------------------|--|-------------------------------------|--|---------------------|------------------|
|   |                                      | 現行   | 令和7年4月1日～                           | 令和7年5月23日～   |                     |                  |
| 21 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査   | 開発行為許可申請手数料                          | (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  |                                     |  |                     |                  |
|   |                                      | ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき  | 8,600円                              | 8,900円   | 13,000円             |                  |
|   |                                      | イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき  | 22,000円                             | 23,000円  | 32,000円             |                  |
|   |                                      | ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき  | 43,000円                             | 45,000円  | 58,000円             |                  |
|   |                                      | エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき  | 86,000円                             | 89,000円  | 100,000円            |                  |
|   |                                      | オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき  | 130,000円                            | 140,000円   | 160,000円            |                  |
|   |                                      | カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき  | 170,000円                            | 180,000円   | 220,000円            |                  |
|   |                                      | キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき   | 220,000円                            | 230,000円   | 320,000円            |                  |
|   |                                      | ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき   | 300,000円                            | 310,000円   | 430,000円            |                  |
|   |                                      | (2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  |                                     |  |                     |                  |
|   |                                      | ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき  | 13,000円                             | 14,000円  | 18,000円             |                  |
|   |                                      | イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき  | 30,000円                             | 31,000円  | 40,000円             |                  |
|   |                                      | ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき  | 65,000円                             | 67,000円  | 80,000円             |                  |
|   |                                      | エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき  | 120,000円                            | 130,000円   | 140,000円            |                  |
|   |                                      | オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき  | 200,000円                            | 210,000円   | 230,000円            |                  |
|   |                                      | カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき  | 270,000円                            | 280,000円   | 320,000円            |                  |
|   |                                      | キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき   | 340,000円                            | 350,000円   | 440,000円            |                  |
|   |                                      | ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき   | 480,000円                            | 500,000円   | 620,000円            |                  |
|   |                                      | (3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  |                                     |  |                     |                  |
|   |                                      | ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき  | 86,000円                             | 89,000円  | 93,000円             |                  |
|   |                                      | イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき  | 130,000円                            | 140,000円   | 150,000円            |                  |
|   |                                      | ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき  | 190,000円                            | 200,000円   | 210,000円            |                  |
|   |                                      | エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき  | 260,000円                            | 270,000円   | 280,000円            |                  |
|   |                                      | オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき  | 390,000円                            | 400,000円   | 420,000円            |                  |
|   |                                      | カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき  | 510,000円                            | 530,000円   | 570,000円            |                  |
|   |                                      | キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき   | 660,000円                            | 690,000円   | 780,000円            |                  |
|   |                                      | ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき   | 870,000円                            | 900,000円   | 1,020,000円          |                  |
|   |                                      | 22 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査  | 開発行為変更許可申請手数料                       | 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額   |                     |                  |
|   |                                      |  |                                     | (1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)<br>開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、2の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 |                     |                  |
|   |                                      |  |                                     | (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更<br>新たに編入される開発区域の面積に応じ、2の項に規定する額   |                     |                  |
|   |                                      |  |                                     | (3) その他の変更<br>※(1)から(3)までの合算額が870,000円を超えるとき   | 10,000円<br>870,000円 | (同左)<br>900,000円 |
|   |                                      | 23 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査  | 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可申請手数料 |  | 46,000円             | 48,000円 (同左)     |
|   |                                      | 24 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査  | 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料                 |  | 26,000円             | 27,000円 (同左)     |
| 25 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査  | 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料   | (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合  | 6,900円                              | 7,200円 (同左)  |                     |                  |
|   |                                      | (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合  | 18,000円                             | 19,000円 (同左)   |                     |                  |
|   |                                      | (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合  | 39,000円                             | 40,000円 (同左)   |                     |                  |
|   |                                      | (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合  | 69,000円                             | 72,000円 (同左)   |                     |                  |
|   |                                      | (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合  | 97,000円                             | 100,000円 (同左)  |                     |                  |
| 26 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査                                   | 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料                | (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 | 1,700円                              | 1,800円 (同左)  |                     |                  |
|   |                                      | (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合                                      | 2,700円                              | 2,800円 (同左)  |                     |                  |
|   |                                      | (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合   | 17,000円                             | 18,000円 (同左)   |                     |                  |
| 27 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付   | 開発登録簿の写しの交付手数料                       | 一枚   | 470円                                | 490円 (同左)  |                     |                  |
| 27(2) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面の交付 | 用途地域の定められていない土地の区域における建築に関する証明書交付手数料 |  | (なし)                                | 1,500円 (同左)  |                     |                  |